

第44回「上海IPG」会合

日時 2010年1月21日(木)

14:00～

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階Ballroom A

【上海 IPG ピックアップ講座】

○司会 本日のピックアップ講座は、YKK 社様より、中国の模倣品対策について、ご紹介いただきます。後半は経済産業省の模倣品対策室より、埴崎様にお越しいただいておりますので、特に日中政府間の取り組みについて、ご紹介いただきます。

まず、YKK の石川様、ご講演をお願いいたします。

<講演①>

YKKの模倣品対策について

YKK（中国）投資有限公司知的財産保護室室長 石川芳明

ただいまご紹介に与りました YKK 中国投資社の石川と申します。このような場で発表の機会をいただきまして、大変ありがたく思っております。皆様に感謝申し上げたいと思います。本日は、YKK の知的財産の模倣品に対する対策をどのように行っているかについて、簡単にですが、お話をさせていただきたいと思います。30 分ほどお付き合いをお願いします。

(パワーポイント開始)

本日の発表ですが、このような 5 つのパートに分けてお話をさせていただきます。まず YKK グループの概要についてです。こちらは YKK の精神と経営理念です。創業者吉田忠雄の企業精神である「善の巡環」というものが YKK 精神となっています。これは他人の利益を図らずして自らの繁栄はない。事業活動の中で発明や創意工夫をこらし、常に新しい価値を創造することによって、事業の発展を図り、それがお客様、お取引先の繁栄につながり社会貢献できるという考え方です。善の巡環ということで、これを YKK 精神として、事業活動を進めています。

こちらは会社の概要となります。会社名は YKK 株式会社で、創業は 1934 年です。現在は世界 70 カ国、地域で、事業展開をしています。従業員数は全世界で 4 万人ほどです。連結売上高で、ファスナー関係のファスニング事業が 2,600 億円、建材が 3,500 億円、その他は 100 億円で、6,200 億円ぐらいとなっています。

皆さんファスナー関係の会社であると思っていらっしゃるかと思うのですが、売上げ自体はドアや窓の建材事業のほうが大きくなっています。これは皆さんもおわかりだと思いますが、ファスナーのほうが単価は安く、建材の方は単価が高いということで、売上げは建材のほうが大きくなっています。

次は沿革です。1934 年に創業者の吉田忠雄が創業しました。1946 年から商標の YKK を使用しています。1959 年から海外展開をしています。1994 年に旧社名の吉田工業株式会社から、YKK 株式会社に社名変更をしました。2005 年 6 月に YKK が日本企業で初の、中国馳名商標を認定いただきました。

YKK グループの事業紹介です。大きく分けて 3 つの事業になっています。1 つはファスニング事業です。こちらはファスナーやボタンをつくっている事業です。それから、家のドア、窓、ビルの外装をつくっている建材事業です。それと、ファスニング事業、建材事業を支えている工機事業というのがありまして、こちらはファスニング事業、建材

事業の商品をつくる機械を自社製産しています。金型も自社生産なのですが、そのような形で、それぞれの事業を支えるための機械、金型をつくっている事業、この3つの事業で事業展開しています。

次です。世界を6極に分けて、事業展開しています。北中米、南米、日本、ヨーロッパ・中東・アフリカ、アセアン・南アジア・オセアニア、そして東アジアです。それぞれの南米を除く5極に統括会社を配置し、各地域を統括し、管理しています。

YKK株式会社の組織です。知的財産部門は、3部門存在してしまっていて、まずコーポレート部門の知的財産グループです。こちらは知的財産権の権利化、維持及び知財の訴訟関係を行っています。続いて、ファスニング事業本部の中に、知的財産保護グループがあります。こちらは模倣品対策及び市場調査、業界研究を行っています。もう1つは、知財管理グループというものがあっていて、こちらは知財に関係する会議体の運営や社員教育を行っています。このような3つの部門が連携しながら、YKKの知的財産業務を遂行しています。

中国における事業展開です。1992年に上海にファスナーの製造販売会社を配置して、現在中国に13社で展開しています。ファスニング関係の会社が6社、建材事業が5社、工機事業関係が1社と、私が所属している投資会社が1社の13社になっています。

YKK商標の由来です。1946年からYKK商標を利用していますが、もともとは旧商号である吉田工業株式会社の頭文字を取って、YKKとなっています。創業から60年の1994年に、社名も吉田工業株式会社からブランドと同じ、YKK株式会社に社名変更しています。それに伴い、全世界でロゴの統一をしています。YKK商標自体は、現在全世界196カ国、地域で商標登録をしています。これは先ほどお話しましたが、2005年6月に中国馳名商標に認定されています。

続いて、模倣品対策活動の話になります。YKKグループの模倣品対策の目的は、3つございます。1つはブランド価値の維持、確立です。こちらは1934年に創業し、1946年からYKKブランドを使っていますが、模倣品によるブランドイメージの低下を防止することです。

2つ目は、消費者、顧客の保護です。私たちYKKの顧客というのは、靴メーカーさん、服装メーカーさんになるのですが、そのお客様の品質の保障をするとともに、お客様のブランドを守るという意味です。

3つ目として、真正品の増大です。模倣品から真正品に置き替えることによって、市場を獲得していく。この3つを目的として、模倣品対策を進めています。

模倣品対策の組織と役割です。それぞれの部門が、それぞれの役割を果たして、一緒に連携をしながら模倣品対策を進めています。基本的には日本側の事業部が主体となり、

模倣品対策の戦略、立案をしながら、海外会社で実際に動いていく形で、事業部主導の模倣品対策を実行しています。

先ほどもお話をしましたが、YKK グループでは 6 極経営体制を取っています。南米以外の 5 極には知財担当者を配置しています。一部の担当は法務を兼任していますが、知財担当者を置いています。それぞれ役割は若干異なっています。中国においては、市場摘発、輸出差止め、真正化を進める、店頭調査、啓蒙活動です。これらの役割を担いながら、模倣品対策を進めていく形となっています。

中国における模倣品対策の活動のお話です。まず映像をご覧ください。こちらは 2003 年ですが、実際の摘発現場の映像です。ここに「YKK」と入っていますが、すべて偽物のファスナーとなっています。映像が出ないようなので、次に進ませていただきます。

模倣品業者が、なぜ模倣品の製造、販売を行うかですが、模倣品ビジネスをやると儲かるからです。どうすればいいか。模倣品ビジネスが儲からないような模倣品対策をしていく必要があると考えています。

話は変わりますが、日本における繊維製品の主要供給国別の輸入状況です。赤い部分が中国からの輸入ですが、ほとんどが中国から入って来ています。繊維製品ということになっていますので、当然私たちのお客様である服メーカー等が中国で生産して、それを日本に輸入している状況ですので、当然中国での重要性が高くなっております。当然中国ではファスナーの需要があるので、真正品の需要のあるところでは当然模倣品の需要もある状況になっていますので、中国での対策は重要となっています。

こちらは YKK の商品のファスナーですが、最終商品ではありませんので、いろいろな人間が関わっています。いろいろな工場が製造し、販売店なりエージェントを通しながら、靴工場、服装工場を通じて、最終的に消費者、お客様に届けられます。一部は輸出業者を通して海外に輸出されます。このように、いろいろな人間が模倣品に絡んでいる状況になっていますので、こちらの工場に対しては製造させない、販売店、エージェント、縫製工場に対しては流通させない。このような 2 つの対策を取っていく必要があると考えています。流通させないということも重要なのですが、YKK グループでは、製造させないということで、工場への対策をメインに行っています。

中国における模倣品対策の活動は 3 つに分かれています。1 つ目です。スライダー工場、ファスナー工場、金型工場、販売業者に対しては摘発活動を行っています。縫製工場、それを販売している業者に対しては、営業啓蒙活動を行っています。それにより、偽物を扱っている業者に本物を買っていただく、啓蒙活動をしています。税関での取り締まりは、中国税関での差止めと、輸出先での税関での差止めです。このように 3 つの対策を行っています。

こちらは中国での摘発状況です。AIC、TSB の摘発と考えていただければと思います。1993 年から摘発活動を行い、件数としては多くはないのですが、2009 年までで、全部で 320 件です。2009 年は 42 件の摘発となっています。メインのターゲットとしてはファスナー工場であり、昨年は全部工場への摘発を行いました。

地域別に見ますと、広東省、浙江省が多くなっています。この傾向からすると、華南地域で製造され、華中で服装に縫製されて、華北ではファスナーが販売されています。そのような地域特性も出ています。

模倣品の摘発状況です。ファスナー自体は、簡単に言いますと、スライダーという部品とチェーンがあり。これら 2 つの部品から構成されていて、それぞれがそれぞれの工場で作られています。それら部品がこちらのファスナー工場で、組立て、加工され、最終的にファスナーの商品として出荷されていきます。

どこが実際の侵害行為を行っているかということになりますが、スライダーには商標の YKK が入っていますが、こちらのチェーンには YKK は入っておりませんので、実際の侵害行為は行っていない、となります。ただ、このスライダー工場の情報がなかなかつかむことができず、ファスナー工場からスライダー工場に遡って情報を入手するように調査会社にも依頼しており、スライダー工場を見つけたらすぐに摘発すると話をしております。最終的に、スライダー工場、ファスナー工場に対して、行政機関に摘発を依頼しています。ただ、当然商標権侵害のメインは、スライダー工場が行っていることであり、このスライダー工場をメインターゲットとして摘発活動を進めています。

こちらは商標権侵害を実際に行ったスライダー工場の摘発です。2008 年は残念ながらスライダー工場の摘発はできませんでした。先ほどもお話をしたとおり、調査会社に対して、できるだけスライダー工場を発見して欲しいと依頼をし、2009 年は 4 カ所のスライダー工場を発見し、金型も押収しています。この金型を押収すると、すぐに次のスライダーをつくることはできませんので、このスライダー工場、金型の発見ということを重要視しています。

続きまして、今年、新たに行った対策についてです。こちらはすでに実行されている会社さんもたくさんあると思いますが、いままでは工場に対して、こつこつと点での対策、摘発活動を行っていたのですが、モグラ叩き状態となっていたため、ある地域の工場に対して一気に摘発する面での対応。面での対応になるので、ほかの模倣品製造工場への抑止効果が図れるのではないかとということで、今年初めて実行いたしました。この対策を実行することで、YKK の模倣品に対する取り組みを模倣品業者に対しても認識させることができますし、地域のお客様にも YKK がどのような対策を行っているかを認識させることができると考えております。流れとしては、調査を行い、行政機関の訪問、社

内での通達、実際の摘発、となっております。

摘発工場への通知書の手交ですが、行った地域に YKK の営業事務所がありましたので、営業事務所への報復の可能性も考慮し、日本の YKK 株式会社が摘発行為を行っているという内容のレターを摘発当日に工場に対して渡しました。その後、社内報告をして、まだ行ってはおりませんが、広報活動や感謝の表敬訪問、押収品の廃棄セレモニー、実際に摘発を行った工場の数カ月後の状況の確認を行いたいと考えています。

2009 年 8 月 26 日に、広東省内のある市の TSB に実行していただいたのですが、40 名の職員を出動していただきました。同日に 11 工場に対して摘発を実施していただき、8 工場で模倣品が押収されました。押収量はあまり多くありませんが、同日に 11 工場に対して摘発を行ったということで、インパクトはあったのではないかと考えています。

摘発のポイントとしては、行政機関との良好な関係が必要ではないかと考えています。また社員の安全に注意して行われなければなりません。あと、同日に摘発しますので、在庫量に関係なく摘発する形になり、どうしても押収量は少なくなってしまうと感じております。

時期を意識した模倣品対策です。ファスナーの生産は青のグラフのような形で上がっていきます。冬物の服にファスナーが多く使われることもあり、夏前ぐらいからその服が縫製されることもあり、春から夏にかけてがピークとなっています。真正品がそのような状況ですので、模倣品も同じような形で生産されますので、生産のピークの前に対策をすることにより、模倣品の製造量を減らします。それにより、模倣品から真正品化へつなげられればいいのかということで、いろいろな対策を打っていこうと考えています。

次に税関における水際対策です。YKK グループでは、中国以外、韓国、日本、アメリカ、香港で税関対策を行っています。こちらは日本での税関差止めの実績になってはいますが、2009 年の 4 月から 12 月現在で 127 件が差止めをされています。ただし押収件数は少なくなっています。続いてアメリカ税関の差止実績ですが、月別になっています。2009 年は全体で 164 件について税関から通知があり、その 35%が偽物となっています。こちらは中国での税関への登録指定商標なのですが、「YKK」商標を 2 件登録しておりまして、2007 年 3 月から差止めを開始しています。

輸出差止実績です。2007 年 3 月から始め、いままでで 14 件の連絡がきています。そのうちの 6 件が偽物として差止めを依頼しています。東南アジア、アフリカも出てきてまして、2009 年 11 月に連絡のあった案件は、アルジェリアへ輸出する案件です。

税関への陳情活動です。税関での対策は、YKK としては情報提供をしての差止めはありませんので、YKK を税関の方に知っていただく活動が重要と考えています。ですので、水際 WG でのセミナーや意見交換会に参加して、税関の担当者、特に現場の実際の担当者に

YKKを知っていただく活動も重要と考えていますし、個別に表敬訪問をして、実際に各税関の本部の知識産権部門に YKK の取り組みを説明することにより、認知度を高める活動を重点的に行っています。セミナー、意見交換会、表敬訪問を行うことにより YKK ブランドの認知度がアップして、それが最終的に税関での差止めにつながるように活動しています。

税関における水際対策のまとめとして、鑑定体制の構築が必要です。通知後、3日以内に連絡をしないといけないということもあるので、社内の鑑定体制をきっちりと構築していくことが必要です。続いて、実際に税関の現場にできるだけ足を運ぶことにより、同じ場所にある税関でも対応が違うこともありますし、通知書に書かれていない情報を入手することもできますので、実際に税関の現場に足を運ぼうとしています。あとは税関との関係構築を図って、ブランドの認知度アップを図ることが重要と考えています。

最後に、まとめとして、模倣品ビジネスが儲からないようにするために、元を断つということで、真の侵害者に対応する。これは YKK では、スライダー工場への調査・摘発になります。これをきっちりとやっていく。次に行政機関との関係を構築し、ブランドの認知度をアップさせます。それは、表敬訪問を行ったり、意見交換会へ参加することにより、実行していきます。資源の集中ということで、効果の高い方策に資源を集中します。お金も有限ですので、効果の高い部分にお金を掛けていくことが必要だと考えています。新たな方策の実行として、商標権侵害以外の対応になります。従来、YKK も商標権侵害がメインでありましたが、今後は特許権侵害、民事訴訟等を行っていきたいと考えています。いまのところ、特許権侵害訴訟自体は 1 件、民事訴訟は損害賠償ですが 1 件を実施していますが、今後は増えていくと考えており、皆様ともいろいろと情報交換できればと思っています。

課題としては、再犯業者が相変わらず多いことと、巧妙化、確信犯が増えていることです。技術レベルがどんどん向上していることもありますので、それに対して対策を打っていかなくてはいけないと考えています。

最後になりますが、模倣品対策自体は、当然知財だけではできない部分もありますし、現地会社、事業部がそれぞれ連携しながら進めていかなくてはいけないこともありますので、グループ全体で連携しながら、模倣品対策を進めていかなければいけないと考えています。以上、YKK のファスナーという特殊な商品で、どこまで皆様の参考になったかわかりませんが、こちらで私の発表は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(パワーポイント終了)

<質疑応答>

○司会 石川様、ありがとうございます。若干時間がありますので、2時35分ぐらいまで質疑応答の時間とさせていただきます。質問等のございます方は、挙手の上、会社名、氏名をおっしゃっていただいてから、ご質問いただければと思います。

○久永（デンソー） デンソーの久永でございます。2つ質問がございます。1つ目は、模倣品のジッパーの品質に関するものです。2つ目ですが、模倣品対策については、消費者に対する啓蒙も有用かと思うのですが、御社の場合には、消費者がファスナーを使うというよりは、むしろプロの衣類メーカーがファスナーを使うと思うのですが、衣類メーカーに対して、模倣品がある、注意をしなければいけないという啓蒙活動はされているのでしょうか。

○石川 まず品質の部分については、品質は少しずつが向上はしています。お客様の縫製メーカーに対する啓蒙活動も当然しているのですが、なかなか難しい部分があります。いままで偽物を使っていた業者に対して、真正品を買ってくださいという活動をする、いろいろな面で問題が出てきます。YKKを買っていただければ、同じ品質で同じ商品を届けることができるので、是非YKKを買ってくださいという形でお客様には啓蒙活動をしているのですが、模倣品からの真正品に置き換える場合には、YKKを拒否するというパターンも出てきますので、難しい対策ではあります。

○司会 ほかにご質問等がございますか。

○長尾（賽詩麗商貿） セシールの長尾と申します。当社はYKKさんのファスナーを使わせて頂いております。何年かに一度模倣品の商品が中国より入荷されます。取引先の縫製工場に対しては注意、調査は致しております。商品になる前の事前の対策として、摘発情報をお願い致します（どの地区、どの辺り、どの商品等）。我々のような末端の小売りにもその様な情報をお願い致します。川下からの対応も出来ると思います。当方の情報収集不足かも知れませんが、あまりそのような情報は聞いたことが無い様に思われます。そのような（川下の企業に対する情報提供）活動はされておりますか。

○石川 はい。

○長尾 2008年に法人会社となり会員となりました。今後は、こういった情報を出来るだけお願い致します。弊社もこういった会合等には出席いたしますが、タイムリーに直接情報をお願い致します。

○石川 いろいろと情報交換をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○司会 ほかにございますか。

○竹市（トヨタ自動車） トヨタ自動車のタケイチでございます。細かなことですが、

商標で摘発されているということですが、その商標は YKK だと思います。アルファベット 3 文字ということになります。権利の保護が難しいと思っているのですが、似たような KYK だとか、そのような事例はあるのでしょうか。それに対して何か対策を打っていますか。

○石川 いままでやっていて、VKK というのはありました。私らの認識不足もあったのですが、VKK 自体は商標権は持っていて、摘発はしたのですが、見つけたら VKK だったので、行政機関は摘発を諦めたということは 1 回ありました。あとは YRK とかいろいろあるのですが、それは YKK に混じってある場合があるので、一緒に行政機関が押収したことはありますが、直接 YKK 以外の商標に対して摘発をお願いしたことはありません。

○竹市 ということは、ほとんどが YKK と使うという理解でよろしいですか。

○石川 そうです。

○司会 ほかにございますか。

○内山（ソニーチャイナ） ソニーチャイナの内山です。実際の税関の現場に足を運んでみると、税関ごとに対応の認識が違ったり、通常の内容と違う情報が入手できたということですが、具体的にどのようなことがあって、どのような対応の仕方が会社として変わったとか、地方によっても色が違うとか、この地方はこういう対応にするとか、そのようなことがあったのではないかと想像しますが、具体的にお教えいただければと思います。

○石川 弊社の差止事例がまだまだ少ないということもありまして、メインは上海税関になってしまうのですが、上海の外高橋税関で、1 科、2 科、3 科、4 科あるのですが、それぞれで差止めを行っていますが、それぞれで対応が違います。

あるところはサンプルを持って来ていて、税関へ行ったらその場で手渡しでもらえます。他には実際にコンテナが置いてある所まで行って、その場でコンテナを開けてもらってサンプルを確認するということもあり、対応が全然違います。

サンプルの確認までの手続きが異なっています。申請書を出して、サンプルを見せってもらうことも必要だったりするので、実際に行ってみないと、どのようなやり方をしているかがわからない部分もあるかと思っています。

あと、実際に税関の現場に行き税関の人と直接話をするので、通関の書類を確認させてもらえることもあります。その書類からいろいろな情報が得られます。そのように実際に現場に行くと、いろいろと面白い情報が取れる可能性があるかと思っています。

○司会 時間の関係で次が最後に受ける質問となりますが、いかがでしょうか。

○竹市 印象的だったのが、ピーク前に対策実施ということで、製造のスケジュールに合わせて摘発の計画をされていると思います。これは時期はずれるとしても、毎年この

ような形で計画的に摘発をやるということですか。

○石川 実際に厳正声明に関しては、弊社としてあまりやれていない部分であるので、今年はきちんとやりたいと思っています。まず YKK の取り組みを見せることによって、模倣品業者に難しいと思わせます。それにいろいろな摘発活動や調査を行い、その組合せで模倣品の生産を減らせれば良いかと考えています。

○司会 それではピックアップ講座前半の YKK の石川様の講演はこれで終わります。どうもありがとうございました。

続いて経済産業省模倣品対策・通商室の墳崎様より、日中政府間の取り組みについて、ご紹介いただきます。よろしく申し上げます。

<講演②>

知財保護分野における日中政府間の取り組み

経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室模倣品対策専門官・弁護士 墳崎隆之

初めまして、経済産業省模倣品対策室の墳崎と申します。このような場でお話をさせていただく機会をいただき、大変恐縮です。15分という短い間ですが、皆様に飽きられないように頑張って話をしていきたいと思っておりますので、お付き合いいただければと思います。YKKの石川様のような素晴らしいパワーポイントは全く用意していないので、お手元の「経済産業省」というロゴの入った資料をご覧になりながら、話を聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

まず、日中間の取り組みとして最近特筆すべきところなのですが、今年の6月と8月に、日中の政府間、経済産業省と商務部で6月、経済産業省と公商総局との間で8月に、覚書を締結しました。6月の覚書の内容は、経済産業省と商務部で、毎年1回日中知財ワーキングということで、日本政府、中国政府の各知財にかかわる政府機関が幅広く集まって、幅広い範囲の議題について話をしましょうということで、そういった内容の覚書を締結しました。それに基づいて、11月19日、20日に、「日中知的財産権ワーキング・グループ」の第1回を、東京で開催することができました。お手元の資料は、その報告書となります。この開催に当たっては、上海IPGの皆様をはじめとする、権利者の皆さんに非常に協力いただき開催することができましたので、ここで改めてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。今日は、この日中知的財産権ワーキング・グループの内容についてご報告したいと思うのですが、資料の1枚目の当省のロゴの入っているものが、中国側と合意した上でのプレスリリースになります。公式な発表はこれしか出ておりません。ただ、これでは何をやったのかが全くわからないので、今日はもう少し詳細な内容についてご報告させていただければと思います。次の頁からが実際の内容になります。

2日間にわたってやったのですが、1日目はインターネットについてお話をさせていただきました。2日目は、模倣品を予防する環境の整備ということで議題を設けたのですが、主に再犯対策の部分で話をさせていただきました。中国側も、今回商務部が主幹となってきていたのですが、著作権局、工商局、税関、質検局、検察院を連れてきていただいて、それなりに有益な議論ができたと思っております。我々としても時間を無駄にしないようにするために、2カ月近く前から、日本側はこのような話をしますという詳細な文書を提示し、とりあえず検討をして回答だけは持って来いというような話で、議題を進めさせていただきました。その関係で、中国側の回答も長くはなつたのですが、単に「持って

帰って検討します」というような回答はあまりなく、1往復の議論はすることができました。

具体的な内容に入っていきます。まず、インターネット関係では、どのようなことを日本側が提案したかという点、皆様のご存じのように、中国側の商取引のプラットフォームに模倣品が溢れていますよと。今年度当室の調査で、タオバオやアリババ・ドット・コム、アリババ・チャイナの3サイトについて、模倣品の汚染率の調査をしています。これについて、中間報告ではあったのですが、一部の商品について、タオバオだったら90%が模倣品でしたと。これは中国側には言わなかったのですが、90%模倣品というのは、写真や書いてある情報から明らかに模倣品とわかるのが100個のうちの90%で、残りの10%は真正品ではなくて、買って見ないとわからないというものです。要するに、10%は本物だったというわけではないのです。そういった情報をもとに、このような状況なのだから、あなたたち、もっと何とかしましょうよと。

実際中国の法律では著作権侵害については、権利者の通知に基づいてISPは削除しなければいけないのだという規定は存在するのですが、商標権侵害については存在していません。何でこんなに権利ごとの差があるのだ、そんな差を設ける合理的な理由はないではないかと。商標権侵害についても、ちゃんと権利者が削除通知をしたらシャットダウンするような規定を設けてくださいということを、まず第一に要請しました。これについては、インターネットの関係の問題というのは、中国政府としても問題視はしています、認識はしているのですということです。そのあとかなり長々とお話がありまして、向こうの意見としては、権利者から通知を受けて、それを放置した場合には、そのISPは共同の民事責任を負うのだと。だから、それで事実上その通知をしたときに削除しなければならない義務は生じていますし、それで十分だということを言ってきました。

これについては、実際にこの日中知財ワーキングのあとに、昨年12月末に権利侵害責任法というのが公布されて、今年の7月から施行されますが、その中で規定されるようになりました。権利者からの通知を受けて、それを削除しなかったISPについては、放置したことによる拡大損害については、情報発信者と連帯責任を負うという規定が明記されるに至りました。

さらに、著作権侵害については、削除しなかった場合の行政処罰規定まで置いてあるのです。これについても、日本側から、著作権と一緒にやろうよと。実は中国の著作権法は日本法よりも厳しい規定なので、あまり強く言えないのですが、それでも、できれば商標権についてそういうものを設けてくださいという話をしたら、中国政府としても問題点は認識しているから、この点については楽観視していただいと。工商局とし

ても、何らかの暫定弁法を設けるために立案中なので、待っていてくださいという回答がなされました。当室としては、その暫定弁法についてウォッチングを続けて、意見出しの機会があれば、意見を出していきたいと考えています。

次に、インターネット関係については、日本のプロバイダ責任制限法ですと、権利侵害をした発信者の情報について、権利者から ISP に対して発信者情報開示請求権を持っているという規定が存在するのですが、これについても、中国においても作ってくださいと。要するに、インターネットというのは匿名とか嘘の情報でやっている人が多くて、民事訴訟とか摘発等がしにくくてしょうがないと。それなので、そういった発信者情報開示請求権を作ってくださいという話をしたのですが、これについては、頑に拒否されました。というのは、そういった捜査権限に近いものは一権利者に与えたくないという意向が、相当強かったです。そういった捜査的な意味合いのあるものについては、行政と司法しか持つべきではないのだ、そんなことは与えられないということで完全に拒否されました。こちらとしても、やはり民事訴訟できないと権利者は困ってしまうということを繰り返し言ったのですが、そんなことを言われても駄目なものは駄目だという形で、完全に拒否されてしまいました。

もっとも、これは工商総局が言っていたことですが、商標権侵害に関しては、先ほど言った暫定便法の中に、取引プラットフォームの運営者は、売主の情報を正確に把握して、それをサイトを見ている人宛てに提供する義務を負うのだ、それが正確な情報ではなかった場合、損害について連帯責任を負うという規定を考えていますということでした。これについても、暫定弁法を注視していこうと思います。

あと、この報告書には書いていないのですが、インターネット関係については、当室としては政府のできることは限られていると考えていて、インターネット対策については、ISP と権利者の協力が必要になってくる部分も多いのです。実際に日本の yahoo とか楽天については、日本においては CIPP というインターネット知的財産権侵害品流通防止協議会というものが存在していて、その中で一緒に汚染率調査とか、ガイドラインなどを作って模倣品を減らしている状況にあるのですが、中国においてもそのようなことをやりませんか、ということを経済省から言ってもしょうがないので、yahoo を呼んで、ISP としてもそれは意味があることなのだといいことを言っていたいただきましたが、中国側の回答は、これについては持ち帰りで検討させてくださいということでした。

12 月の頭にミッションがあった際に、当室室長と私と商務部のほうに行って、あれはどうですかという話をしたら、開催要領をもらえれば検討しますし、開催自体に反対するものではないですということなので、調整には時間がかかると思いまして、今年の 6 月くらいを目処にして開催したいということを商務部に申し入れています。

実際にどのようなことをするのかというと、日本での開催になってしまうのですが、日本に中国のタオバオとかアリババとかを呼んで、その場で知的財産権の取り組みについて話をさせて、さらにこちらから yahoo とか日本の ISP の取り組みもタオバオとかアリババに打ち込んで、そこで、かつ yahoo から権利者との協力の重要性を語ってもらって、それで今後は日本の権利者と中国の ISP と一緒に、減らす方向で考えていきましようという話し合いができればなと思っていますところです。

次が再犯対策です。2 日目に日本側から提案させていただきました。何を提案したかという、この知財ワーキングの直前に、IIPPF で罰金額などについてアンケートを取っていたので、それを利用させていただいて、再犯に対してさえも罰金が科せられていないとか、そういった事案があるということを書いて、そんなの全く再犯抑止にならないし、もうちょっと制裁を加えてくれないと困るということで、罰金の下限を定めてくれと。また、摘発後に行政処罰を逃れて逃亡する侵害者が多いので、そのような逃亡者に対しても公示送達の方法で処罰を下し、次に権利侵害をした場合には再犯として扱うようにして欲しいと要請しました。

罰金の下限の設定については、「そもそも上限が低いのだから下限を設定しても仕方がない。上限を上げてはどうか。」という回答がされました。また公示送達については中国側が制度を知らないのか議論がかみあいませんでしたが、ワーキングあとのバイで話をしたときに、インターネット上で実際に公示送達されている例があるので、そのインターネットのページをプリントアウトしたものを中国の政府機関の人に渡したら、これは新しい提案で、ちょっと考えさせてほしいと。こういったやり方もあるのですねということで、あり得る方法ですということで、考えさせてほしいということで、これも持って帰られてしまいました。

あと没収品の廃棄を徹底してくださいという話をしたのですが、これは時間が足りなくて、工商局は、商品別に廃棄するかどうかは決めているのですという回答が、第 1 回答としてなされただけで、それ以上の議論はできませんでした。これについては、報告書の 4 頁を読んでいただければと思います。

もう 1 点、中国はまだ地方保護主義が残っているという点を議題としました。いくら制度が整っても、実際の地方の取締当局がちゃんとやってくれなかったら、絵に描いた餅になってしまいますよということで、皆様からご提供いただいた事例を、不適切な事例だということで、20 何件かを中国政府にリスト化して渡しました。改善してくださいと言ったところ、このとき団長だった著作権局の許さんというのですが、団長はショックを受けましたと。こんなに地方当局が不合理なことをしているのですねということを書いて、唾然としていたのですが、唾然としたいのはこちらだという感じでした。検察院

に至っては、こんな場を出すのは不適切だと怒り出すという状況でした。

ただ、これについて、個別事例をどうやって出していくかは、議論が紛糾してしまっただころがあったので、今後は考えていかなければいけないのですが、この場出すことによって、ある事例については、検察院のほうは公安の不適切な事例だったので、その公安を監督するのはうちの責務なのだということで話を持って来てほしいと、後ほど権利者のほうにお声掛けいただいたという件もあります。また、工商局の関係でも、本当にこの場出したから好転したのかはわからないのですが、この場出した事例について、権利者様から「工商局がちゃんと対応くれました」というご報告を受けたこともあります。こういった公の場でリストなり何なりを出すということはそれなりに意味があって、非常によかったなと思っているところで、今後も何かしらの形で出していきたいと思っています。

以上になります。これはそれなりに議論できたところでして、次回は今年の10月か11月に北京で開催しようということで、すでに商務部と話もしていますので、これについてはまた皆様にご協力いただければと思います。実際の議題などを決めるときに、うちとしても政府機関の自己満足でやってはいけないので、皆様から、こういったことを取り上げてほしいとか、こういった話をしてほしい、こういったことが問題なのだということを、是非率直にご意見を聞かせていただければと思っております。日中知財ワーキングの報告は以上です。

あと8月に公商総局と覚書を結んだということで、これも同様に、1年に1回は事務方でワーキング、話し合いの場を持ちましょうということになっております。それについては、できれば今年度中にやりたいということで話を進めておりますが、これについても近々開催できればということで、現在工商総局と話を進めているところなので、開催が決まりましたらご協力いただき、開催した暁には、またこのような場で報告させていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。時間の都合で質疑は割愛させていただきます。ご質問等があれば、また個別に埴崎様のほうにお問い合わせいただければと思います。

ピックアップ講座はこれで終わりにします。全体会合は予定では3時になっていますが、あと数分ですので、3時5分から全体会合を開催します。それまでは休憩時間とさせていただきます。よろしくお祈りします。

【上海 IPG 全体会合】

＜第1部 各種承認・連絡事項＞

○司会 それでは時間になりましたので全体会合を始めたいと思います。お手元の議事次第にしたがい進めます。まず初めに、今回も新規のメンバー様がいらっしゃいますのでご紹介いたします。各新規メンバーの方は恐れ入りますが、前で一言ずつご挨拶いただきたいと思います。まず初めに出光興産の原様、ご挨拶いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○原（出光興産） こんにちは。出光興産の原と申します。この度は上海IPGに新規加入をご承認いただき、どうもありがとうございます。当社は日本国内においてはガソリン等の油の販売を主な生業としております。中国におきましては副産品（修正箇所）である潤滑油、モノマーを重合させることによって得られるエンブラなどの高機能性樹脂製品の販売を行い、現地法人も有しております。（修正箇所）これら当社の事業に関して最近ではございますが、中国市場において模倣品らしきものが出回るようになりました。つきましては皆様と情報を取り交わさせていただき、中国での的確な知的財産対策の一助とさせていただきたいと考えております。

○司会 原様ありがとうございます。続いて栄研化学の浅野様お願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○浅野 栄研化学の浅野でございます。私どもは日本においては栄研化学株式会社という名称で東証一部に上場しております臨床検査診断薬の製造販売をしている会社です。2003年度に上海に100%子会社として栄研生物科技（上海）有限公司を立ち上げました。実際に昨年までは来料加工のみの活動をしてまいりましたが、今年からいよいよ中国市場において販売を始めます。いちばん最初の目玉になる商品に遺伝子の増幅試薬、名称をLAMPというものを考えているのですが、すでに私どもがこれを販売する前に、遺伝子増幅試薬として私どものLAMPをそっくりそのまま真似た模倣品が、広州を中心に10数社すでに出てきております。そういうことでどのように対応していけばいいのか弊社にとって非常に大きな問題で、今年初めてですが、このIPGに参加させていただくことになりました。皆様からいろいろなご経験など、そういうお話をお聞きしながら、これに対して対策を立てていきたいと考えております。これからいろいろご指導のほどよろしくお願いいたします。

○司会 浅野様、ありがとうございます。続いて日立工機のカワノベ様、お願いできますでしょうか。

○カワノベ（日立工機） こんにちは。日立工機のカワノベと言います。日立工機は、

社名からもわかるように日立グループの会社でございます。日立工機が主に取り扱っている製品は電動工具で、ドライバー、ドリル、丸のこといったどちらかと言うと小型の携帯用工具の生産と販売をしております。当社の場合、全世界で電動工具を生産しておりますが、中国での生産割合は高く、それを日本も含め欧米で販売をしております。最近、電動工具の模倣品は非常に大きな問題であり、電動工具の業界では、日本の企業だけではなく、欧米の企業様も含めたチームで、中国における模倣品対策をしておりますが、他業界様の対策状況等が良くわかりませんので、今回上海IPGに参加させていただき、いろいろなことを勉強させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○司会 カワノベ様、ありがとうございます。本日は残念ながらご欠席ですが、このほか 1 社、キッコーマン様が新たにメンバーとして加わられておりますので、ご報告させていただきます。続いて②、今回残念ながら幹事をお務めいただきました旭化成の今村様が間もなくご帰任ということで、幹事の交代とさせていただきたいと思ひます。幹事の承認は全体会合の承認事項ということで、この場で皆様にご承認いただきたいと思ひます。事務局、運営幹事で事前に候補の方をお願ひしております。JTECT の布川様になります。恐れ入りますがご起立いただけますでしょうか。それでは承認になりますが、運営幹事、今村様に代わりフカワ様にお願ひするというので、承認いただける方は拍手をお願ひいたします。

(拍手)

○司会 ありがとうございます。それではフカワ様、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○布川 (ジェイテクト) 捷太格特 (中国) 投資有限公司のフカワと申します。11 月のこの会で新規参加ということでご挨拶させていただいたばかりで申し訳なく思っております。微力ながら活動させていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○司会 それではフカワ様、フライイングではございますが、前にお席を用意しておりますのでご着席いただけますでしょうか。そしていきなりではございますが、次の連絡事項の③ベアリング WG 発足について、早速ですが、簡単にご報告いただけますでしょうか。

○布川 早速ではございますが、ご紹介させていただきます。ベアリング WG ということでベアリングの 5 社が WG を作りました。会社名は NSK さん、NMB さん、NTN さん、NACHI・不二越さん、それから私どもジェイテクトということです。グループリーダーは NSK さんにお願ひしております。早速今日の午前中に WG 第 1 回目の会合を行いまして、今後どういう活動をするかという内容について話をしました。簡単ですが以上です。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。引き続き議事を進めます。次にもう 1 つテーマ別の WG で、インターネット関連 WG を発足させたいと考えております。こちらについては、運営幹事の山田様からご報告いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山田 シヤチハタの山田です。よろしくお願ひいたします。資料 3 です。「上海 IPG インターネット関連 WG（仮名）設置のご案内」ということで、かねてから IPG 会員の皆様複数からインターネット上での知財問題の対策を研究実施するための母体として、インターネット WG が必要だという声があり、昨年 12 月の IPG 幹事会で正式決議しております。経緯と目的、活動内容については資料 3 に書かれているとおりでありますが、これからそれを活用して、より一層の情報交換、そして具体的な対策へ結び付ける手段としてご活用いただきたいと思っております。

つきましては、それへの参加の申込みは 2 月 12 日（金）が期限になっており、そういうことで募集させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。すでに参加申込みのご案内をさせていただいておりますので、ご興味のあるメンバー様は是非お申込みいただければと思っております。

続いて江蘇省 TSB と実施しておりますブランド保護連携フォーラムの活動ですが、この 2010 年度の活動計画、それから今回新たに覚書を締結する計画をしておりますが、この点について実行に関する承認を皆様から受けたいと思っております。簡単にご説明を幹事の岩間様をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○岩間（カネボウ化粧品） 皆様ご苦労さまです。岩間でございますが、資料 4、5 です。江蘇省 TSB とのブランド保護連携フォーラム 2010 年度活動計画（案）、これが資料 4 です。これに関しては 2008 年、2009 年までの活動の実績結果、流れ、方向性を踏まえ、幹事会でいろいろ検討しました。それに加え皆様方からもアンケートでご意見を頂戴して、今日ご案内しているような案を作成いたしました。簡単に見ていただければと思っておりますが、最初に 2009 年度までの活動内容ということで、ここに書いてあるような流れで取り組んで参りました。そしてこの中で実施したこと、あるいはそこで出た効果をまとめております。それを踏まえ、そこから成果と課題を抽出して本年度、2010 年度活動計画（案）をまとめております。いちいち読んでいると時間がかかりますが、この辺り、そして資料 4 の別紙 1、2 で大まかなまとめをしております。

資料 5 に関しては、先般の会合でもご紹介しておりますが、よりこのフォーラムの全体活動の中で、さらに効果的、的確かつ費用のかからない方策ということで、連携をさらに深めるべくこういう覚書を締結をして進めようということで、江蘇省の TSB とは、先般予め会合を開き、もしできればこういう方向でやろうではないかという打合せをい

たしました。もし今日ここでご承認いただければ、このような形で今年度さらに進めたいと思います。以上、簡単ですがご紹介いたしました。これは承認事項ですので、もし本年度このような形で取り組んでいいということであれば、進めさせていただきたいと思いますので、皆様の拍手をもちまして承認していただけるかどうかご判断をお聞きしたいと思います。恐れ入りますが、これでよろしいという方は拍手をもって意思の表明をお願いします。

○司会 よろしくをお願いします。

(拍手)

○岩間 ありがとうございます。若干強制的になってしまった嫌いがありますが、それではこういうことで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。いま配布させていただいた資料をもって 2010 年度活動を進めていきたいと思います。若干補足になりますが、江蘇省 TSB とのフォーラムで、昨年来進めております、例えば、いま画面に映している「代理店を活用した摘発活動」でもすでにいくつか実績が上がってきております。また併せてブラックリストの提供、先ごろご案内したハンドブック作成への情報提供等をご依頼させていただいているところでございます。そちらも積極的に対応いただけるようお願いいたします。また代理店、ブラックリストの 2 点についてはすでに多くの方に参加の表明をいただいておりますが、先般実施させていただいた活動実施アンケートでも参加の表明をいただいている企業様がいらっしゃいますので、そちらについては個別に事務局からご連絡することもあろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次の議事は⑥の各 WG 年度計画について、福永様より簡単にご報告いただきます。よろしくをお願いいたします。

○福永 (JUKI) JUKI 中国の福永です。各 WG の 2010 年度活動計画についてご説明いたします。資料 6 をご覧ください。前回の 11 月 IPG 総会の後で各 WG から 2010 年度活動計画をご提出いただきました。各活動計画を 2009 年 12 月の幹事会に諮り、いずれも上海 IPG の活動趣旨に合致した適切なものであるということで、すべて承認させていただいています。ベアリング WG 様に関しては、設立したてということで、現在活動計画を立てていただいているところですので、ほかの 9 つの WG について、すでに承認させていただきました。つきましては、各 WG は引き続き活発にご活動いただければと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて⑦の貢献部門感謝式の推薦募集について、今村様、ご報告をお願いします。

○今村 (旭化成) 旭化成の今村でございます。この在華日資企業知的財産保護貢献部

門表彰は、この IPG の活動の中でも大変重要なものです。見ていただくとわかりますが、これは私たちの知的財産権の保護に優れた成果を作り出した当局を、IPG として表彰して、そして感謝の意を盛大に示したいと。こういう活動を 2008 年、2009 年とやり、今度は 2010 年 5 月に表彰式があるので、もう 3 回目になります。2 回とも当局の方々は、挙って複数のメンバーが参加をされ、手厚いおもてなしをし、IPG のメンバーの皆様との交流もあり、こういう活動によりそれぞれの当局も自発的でかつ熱心な知的財産権の保護活動に当たってくださっています。

そのために今回、会員の皆様をお願いをするのは、ここを表彰したいという当局の推薦をお願いしたいということです。推薦の仕方については、2 頁以降の募集要綱の 2-2 で、知識産権局、公商行政管理局、質量技術監督局、公安、税関、この 5 つの法律執行部門のうち、国家機関を除くレベル 1、2、3 の所を対象としてください。こういうこととございます。今回募集して、春節の前、2 月 12 日（金）を締め切りとします。一次スクリーニングは IPG 運営幹事と事務局がいたして、それを基に最終選定を 2 月 25 日に行う予定です。今回はご推薦いただき、かつこの最終選定の参加も会員の皆様に希望を募って実施をしたいと思っております。例年たくさんエントリーをしていただいておりますが、今年ももう一回よく去年の成果を見ていただき、ここぞという所を推薦のほど、是非よろしく願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。すでにメールでメンバーの皆様には募集のご案内をしております。是非積極的にご推薦いただければと思います。続いてもう 1 つ、承認事項となる⑧についてグループ社の久永様よりご説明をお願いいたします。

○久永 デンソーの久永でございます。資料 8、上海 IPG 全体会合での講演要望の受入基準（案）です。前回の総会で ISO の偽の認定に関する注意喚起の講演がされたことを覚えていらっしゃる方もおいでと思います。非常に有用な講演でしたが、いわゆる知財に必ずしも関連しない講演であったかとお感じになった方もいらっしゃるかもしれません。上海 IPG 全体の会合の講演について、年間計画で予定されている講演以外に、講演の要請、実施したいという要望があった場合に計画外の講演を認めるか否かを判断するために一定の基準を設ける必要があるのではないかとということで受入基準（案）を作成しましたので、簡単にご説明申し上げます。

受入基準としてはこの 1 番の 4 つです。時間の関係から全部は読み上げませんが、営利目的ではないこと。例えば 4 番目の基準のように講演の必要性が認められるということです。判断基準は政府関係からの要請があった場合、各種団体あるいは民間企業から要請があった場合に分けてあります。いずれにしてもここに記載されている 4 つの基準をきっちり押えて、皆様に有用な情報を提供していきたいと考えております。講演の内容については事務局、ジェトロ上海殿に内容をチェックしていただき、趣旨が守られるよう運営してまいりたいと思っております。このような受入基準

(案)で良いとご賛同いただけますならば、この場で是非拍手をもってご承認いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

(拍手)

○久永 どうもありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。それでは今後はこの方針で進めたいと思います。続いて先ほど埴崎様のご講演でもありましたが、昨年の暮れ、12月にIIPPFの実務レベルミッションが北京の各当局を訪問しております。上海IPGとしては副グループ長の松島様にご参加いただいておりますので、松島様から簡単にご報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○松島 (コニカミノルタ) コニカミノルタの松島でございます。IIPPF訪中実務レベルミッションについて報告いたします。お手元の資料9です。今回は第7回目となりました。ミッション団は2つに分かれ、12月9日から11日の3日間をかけて、海関総署以下8カ所の中央政府部局を訪問し、罰則の強化・拡大および行政処罰の厳格化、徹底化等模倣品取り締まりの強化に向けての建議を行いました。参加者の詳細は割愛させていただきますが、日本国政府関係者、産業界およびIPG関係者、事務局並びに通訳を含め計30数名のミッション団でした。各々の部局に関する建議と議論の内容は、お手元の訪問機関別議事概要をご参照いただければ幸いです。以上です。

○司会 ありがとうございます。次に第2部と書いてあります活動計画の検討にも関わってくるところですが、先日皆様にお申しました来年度の事業実施アンケートの集計の結果について簡単にご報告したいと思います。大神様、よろしく願いいたします。

○大上 (住友化学) 住友化学の大上です。資料10の2010年度上海IPG事業実施アンケート集計結果です。資料の頁数がかかなりあるので、時間の関係上要点のみを発表します。まず、上海IPGの全体活動についてという項目の上海IPGとして対応すべき課題や問題点に関しては、全体として模倣品問題からと特許や意匠権侵害にシフトすべきであるという意見が多数寄せられております。次に上海IPGの運営については、北京、広東各IPGとの分担や協力を明確化し、推進すべきだという意見が多数寄せられております。

次にクエスチョン2の2010年度の重点活動についてという項目に関しては、セミナーの継続や意見交換、陳情や連携の強化、また運用格差是正など地方政府向け活動が最も多く見られました。重点地域としては長江デルタ2省1市、江蘇、浙江、上海が重点地域であるという意見が最も多く挙げられました。その他内陸、華南、関東なども複数挙がっております。また安徽、福建、山東なども見られました。

次の調査に関しては、やはり展示会調査の継続を希望するという声が多く見られました。講演のテーマについては、欧米や中国企業の侵害対策や権利取得動向などの事

例紹介の希望が多く見られ、また法改正問題、インターネット上の侵害対策などのテーマを希望する声も聞かれました。次の IIPPF との連携についてという項目に関して、アンケートや意見募集について 54 社中 38 社が「協力が可能」という返答をいただいております。次に現在決定している 5 テーマ以外に希望するテーマとして、悪意先駆商標関連、これが 21 社。形態巧妙化行為対策が 17 社、企業名称抵触対策が 17 社となっております。

次に政府当局との協力活動ということで、やはり当局向け活動として真贋識別セミナー開催の希望が最も多く、上海、江蘇、浙江の AIC、TSB との協力が最も多い意見でした。次に希望が多かった意見交換会では、内容として効率的な摘発の実施、情報交換体制、類比判断、刑事移送などが見られ、地域としては上海市および江蘇省、浙江省の各市が最も多く、当局としては AIC、TSB のほか知識産権局、税関、公安なども見られました。共同調査としては華東地区当局と巧妙化対策に関するもの、物価局と価格算定について、法院と費用や訴訟時間に関するものなどが挙げられております。共同イベントとしては、類比判断の学術セミナー、廃棄セレモニー、および各種座談会なども挙げられております。当局交流に関する意見としては、浙江省の各当局との連携強化の声が複数ありました。また当局側担当者との良好な関係構築の重要性を指摘する声も複数挙げられております。

次に江蘇省 TSB、上海 IPG、ブランド保護連携フォーラムについて実施活動として各種情報提供が 23 社で最も多く、以下代理店の活用 19 社、ブラックリストの活用 16 社、職員トレーニング 14 社、ビデオ作製 13 社、消費者イベント 12 社という結果でした。最後に、その他は今後実施を希望する活動として、インターネット上の侵害対策関連が最も多数を占めました。また特許や意匠および不競法の活用、市場調査支援などの意見も複数見られました。

最後、運営に関する意見として、出張制限等により積極的な参加が難しいメンバーへの対応および中小企業も積極的に参加できる環境づくりを求める声、また各 WG 間での連携を図るべきとの声が多く寄せられております。以上です。

(テープ交換)

<第 2 部 上海 IPG2010 年度活動計画の検討>

○司会 ……これまでは内部での情報共有が主でしたが、それを外部に広げるべきなど、それから具体的な情報、課題の発掘も積極的に進めていくべきということが言えると思います。もう 1 つ規制対応、これまでハイテク企業認定、技術移転、独占禁止等いろいろなテーマを取り上げておりますが、これも 1 つの柱として掲げていいのではないかと

ということで、案を提示しております。次に機能で、これは先ほど申したとおり、どういうテーマをどこまでやっていくかが検討課題として挙げられるかと思えます。活動地域についても先ほどお話したので割愛いたします。交流、連携の範囲、これも政府間、それから他の団体との交流をどこまで進めるかということです。また活動の質と申しますか、アンケートでもより高度な内容にシフトしていくべき等が挙げられておりますので、または新規で挙げられている消費者啓蒙、その他活動項目をどうしていくかということも1つ検討課題として挙げられるかと思えます。

また細かい点ですが、先ほどのアンケートでも大上様の報告でもありましたとおり、例えばWG間での情報共有。なかなか出席できない方への情報提供をどうするか。また中国政府部門へどのような形で情報提供をしていけばよいかというような課題を検討事項として挙げております。

最後の検討事項として、これもアンケートでも寄せられているのですが、非常に多くの方から寄せられている中国での3拠点での連携、協力をどう進めていくべきか。それから広東IPG、上海IPGは地方レベルで特に模倣品対策の母体となっているということで、類似するような活動を行っておりますが、この地方レベルでの権利侵害対策ということで、どのように広東、上海で協力していくかも検討事項で挙げられるかと思えます。こちらの参考までに載せた活動の整理です。

以上計7つの検討事項がございます。皆様お手数ですが、資料13にそれぞれ率直なご意見をご記入いただきたいと思えます。まずそれぞれの検討事項について、皆様からのご意見ということで、お一人ずつそれぞれコメントをいただきたいと思えますので、それも参考にさせていただきながらご記入いただければと思えます。それでは検討事項1、「枠組み」について久永様からコメントをお願いいたします。

○久永 時間の関係で簡単にコメントいたします。IPGの活動も社会環境の変化、あるいは時代の要求によって変えていく必要があるのではないかと思います。従来模倣品対策、即ち商標権侵害問題から、アンケートの中にもありましたように、特許権侵害問題あるいは意匠権侵害問題にシフトしていくことも必要かと思えます。また喫緊の問題から、将来起こり得る問題についても、情報発信することも有用であると思えますし、また現地企業が関わる規制などについて情報を提供することも有用かと思えます。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて検討事項2、上海IPGの機能という所について、石川様、コメントをいただけますでしょうか。

○石川 先ほどもアンケートの中にありましたが、やはり商標から特許・意匠にシフトしつつありますので、模倣品のみならず特許に関して今後開発が中国で進んでいくこともありますから、中国での発明から活用まで、ライセンスも含めて興味があります。

○司会 ありがとうございます。続いて活動地域の所ですが、IIPPF 連携等以外にというところもありますので、こちら IIPPF から今日ご参加いただいている小藺江様からコメントをいただきたいと思います。

○小藺江（バンダイ） ご案内のオソノエでございます。最初にお礼を言いたいのですが、IIPPF のミッションに向けたアンケートのご協力を皆様からいただきましたし、また建議書の作成についても意見交換をさせていただきました。また人数は限られてしまいましたが、ミッションにご参加いただきました。IIPPF と IPG の連携の下に、ミッションはうまくいったと思っていますので、この場を借りてまずお礼を申し上げたいと思います。

テーマをいただいた中央への取り組みの部分は、基本的な考え方としては、もし中央に届けなければいけないテーマがあるとするれば、それは何としても届けるべきだろうと思います。先ほど連携テーマということで 5 項目挙がって、それ以外にもまだあるのだというところでありましたが、もしそれが本当に中央に届けるべきことであれば、いろいろな形で届けるべきだと思います。ただ届け方として、要するに私どもは IPG のメンバーではありますが、自らが汗をかかなければいけないのか、ほかの団体であったり、政府に託せないのかというような、効率というところを考えたほうがいいのかと思っています。

今日は経産省の墳崎様から、知財 WG の取り組みの紹介がございましたが、比較的淡々とご説明されていましたが、実際の会議の中でとても激しい議論がございました。私は 2 日間オブザーバーで見せていただきましたが、民間企業として到底中国政府に言えないようなことまで言われていたと。あまり言うとは経産省に怒られて出入禁止になるといけないのですが、非常に具体的で内容のある会議だったと思います。ですからこういう官々の取り組みも、是非使わせていただくという、そういう視点を検討をするときに、特にやはり中国の政府に対して申し上げるときに、民だけでいくよりは官と、もしくは官々でやっていただくほうがいいのかという部分もありますので、そういうような多角的な視点でご検討いただければと思います。

○司会 ありがとうございます。いまのコメントで検討事項 4 の政府間交渉も触れましたので、4 も小藺江様のコメントを参考にさせていただくということで、次に検討事項 5 について内山様、コメントをいただけますでしょうか。

○内山 まず、この既存の活動ということで、政府当局との交流の活動はセミナーが中心だけれども、シンポジウムなどの実施に広げたらどうかというような内容になってい

ると思います。おっしゃるようにセミナーはずっと続けてやっておりますが、ただ中国は非常に広いので、ある地域にセミナーに行って、では次に同じところに行くのはいつかという、例えば 2 年後などということになると、おそらくフロントラインの方々も変わってまいりますので、やはりセミナーは引き続き続けるべきかと感じております。

一方、おっしゃるように我々のレベルも上がってきてますし、地方の考え方もいろいろ変わってきたということで、進んでいる地域を選択して優先順位をつけてシンポジウムなどを開催するのもおっしゃるように意義があるかなと感じております。啓蒙活動について、消費者啓蒙については、北京では実際いくつか活動しており、例えば駐在者向けのフリーペーパー、ウエネバーなどで、駐在者に対して模倣品を買うのはやめましょうという広告を出してみたり、あるいは西単という、繁華街の地下鉄の構内に漫画のようなものを掲示して、模倣品を買うことはいけないことだという内容を示したり、あとは北京の小学校、約 10 校強だと思いましたが、そちらを訪問して着ぐるみ劇、〇×クイズのようなものをやりながら、また、企業の知財活動に関する展示パネルなどを行い、子供の頃から、そういう模倣品を購入することはいけないことだということを教えて意識の底上げするような啓蒙活動を行っております。ご参考になれば幸いです。

○司会 ありがとうございます。それでは検討事項 6 を竹市様、コメントをいただけますでしょうか。

○竹市 IPG の活動で、実務と言いますか、オペレーションレベルではワーキング活動が中心になると思いますが、先ほどご紹介がありましたように、ワーキング活動は業界別もあれば、それに加えて少し違った切り口で当局という意味で水際ワーキングがあります。これに加えて先ほどもご紹介がありました、立法ワーキング、特許ワーキングということで、今度は扱う対象でいくつかの切り口でワーキングが広がっているということになります。このようにいろいろテーマがマトリックス的になってくると思います。そういう意味で、複数の所で同じテーマを扱う可能性がどんどん広がってくるのではないかなと。実際に先ほどの資料でも IIPPF との連携ではいずれのワーキングも絡みますし、立法ワーキングが絡んでくるということで、よりそれぞれのワーキングの活動を効率化することもあって、全体を俯瞰できるような形で、もしくは各グループ間の情報共有、連携ができるという意味での情報の共有。これはワーキングリーダーの間でやっていただくことがいかどうかは手段なのですが、いずれにしても方向性としては是非と

もそういうことで情報共有を進めていただくことが、より重要になってくるかと思われました。

○司会 ありがとうございます。最後の検討事項 7 について林様、コメントをお願いできますでしょうか。

○林（シャープ） 中国の各 IPG の連携協力方法について、それぞれの IPG がそれぞれの特徴を生かして活動することは重要なのですが、情報共有、連携して、より大きい、より効果があるような活動をすることも重要だと思います。その中で 1 つはグループ長会議で情報の共有はされているのですが、それ以外でも各 WG がいろいろ立ち上がっているので、その中で話をされるというのも 1 つかだと思います。

例えば、北京と上海では特許等の問題を扱う活動も活発になってきていますので、そのようなところで情報共有するというのも 1 つかだと思います。また上海 IPG と広東 IPG では、業界ごとの模倣品活動も現在も連携して活動をやっていることもございますので、それぞれが活動するというだけではなく、一体となってやるような活動というのも 1 つかだと思います。例えば、上海 IPG で企画、考えたものを広東 IPG と一緒にそれを協力する。また広東 IPG で考えたものを上海も協力するというようなものも 1 つかだと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。それでは誠にお手数ですが、資料 13 を本日ご記入いただき、お帰りの際に受付に置いていただく形をお願いいたします。また今後、いただいた意見を基に次回の IPG の会合で、2010 年度の活動方針、活動計画を皆様にご説明することになるかと思えます。よろしく願いいたします。それではここで第 2 部は終わりにいたします。休憩を挟んで今回お願いしておりますファイザーのご講演に移りたいと思います。4 時 20 分開始ということで、それまで休憩時間にしたいと思います。皆様時間厳守でお席にお戻りいただきますよう、よろしく願いいたします。

< 第 3 部 講演会 >

○司会 それでは、時間になりましたので最後の講演に移りたいと思います。本日は、以前よりアンケート等でも、欧米企業の取り組みの紹介を聞きたいという声も多く、また具体的にファイザー社の取り組みが聞きたいという話も伺っておりまして、本日それが実現することとなりました。本日は、米国のファイザー本社から、はるばるご担当の役員にお越しいただいております。それでは、ファイザー社の Mr. Roy F. Waldron、ご講演をよろしく願いいたします。

ファイザー社の知的財産権の保護：中国における経験と戦略

ファイザー社 Vice President & Assistant General Counsel

Mr. Roy F. Waldron

(パワーポイント開始)

○Mr. Waldron 今日はお越しいただいて、とても感謝しています。また、招待していただいたことにも感謝しています。特にジェットロの方々、また日本の政府にもとても感謝しています。特にムラナギさんと森永さんにいろいろとアレンジしていただいたことを感謝したいと思います。

私の名前は Roy Waldon と申します。ファイザー社の中で、国際的な知的財産権の部門で働いています。私の責任は、特に特許権の出願に関係することを扱っています。ファイザー社では 150 人の法律の専門家がいて、今日もここに何人か参加していますので、何人かをご紹介させていただきたいと思います。

今日は、私たちとともに来ていただきましたタカハシさんという方がいらっしゃいますので、レセプションのときなどに知的財産権に関する質問がありましたら、是非彼にお聞きください。そしてまた、ミスター・ステファン・ドロワーですが、彼は知的財産権の国際部にいて、いまパリにいます。また、イー・ホワさんという中国の知的財産権を扱っておられる方にも参加していただいております。

ここで是非覚えていただきたいのは、中国の知的財産権に関する状況は、この 10 年ほどでとても大きく変化してきました。特に製薬関連分野において大きな変化が起きています。いまもその大きな変化の最中にあると言ってもよいでしょう。特に 1 つの大きな問題は、知的財産権に関する問題を予測しなければならないということにあります。特に特許分野では中国で特許を取れるかどうかということに関して予測しなければなりませんので、とても大事な問題です。今日はいくつかの例を通して、その件についてお話ししたいと思います。

今日は特に権利の侵害の問題について、また公開するときどの言語を用いて特許を出願するかなどについてお話ししたいと思います。その他にも中国での知的財産権のグループを作る点での問題についてもお話ししたいと思います。特に、企業秘密という点では、ここにいらっしゃる方々のすべてに関係する問題だと思っておりますが、その点について、知的財産権に関する部門を中国に設けることの大切さについてお話ししたいと思います。特にここでご紹介したいのは、製薬関連分野では電気製品や食品を扱っている企業とは違った特有な知的財産権の問題を持っていることです。知的財産権を保護するということは、製薬関連分野では非常に重要なことです。1986 年の情報に基づきますと、少なくとも

も 60%の現存する新薬商品というのは、知的財産権保護なしではなかったであろうと言われています。この情報は 10 年以上古いものですので、現在、実際に開発にかかるコスト、リスクはさらに高いものとなっていると考えられます。

それから、製薬関連会社にとっては知的財産権の保護はとても重要な問題ですので、特許が取れるかどうか、また新しい市場でそれをどのように用いていくかということをご考慮するのはとても大切なことです。特に新薬にかかる開発費用は 1 薬品につきアメリカの 10 億ドル（日本円では 900 億円）近くかかります。皆さんも事業をされていてよく知っておられると思いますが、リスクが高い事業への投資には総資本利益率も高いことを覚悟していなければなりません。そのためには知的財産権、特に特許権を守ることが必要となってきます。

ここで少し、製薬関連の特許にはどんな種類があるのかをご紹介します。医薬品ですが、使用法にかかわらず、商品に含まれる活性化合物すべての特許権を保護しなければなりません。ほかにもここに挙げられていますが、商品に含まれている化学物質なども保護しなければなりません。また、その医薬品が、例えばカプセルとか、錠剤とか、どういう形で商品化されるかについても特許権を保護しなければなりません。

最近の大きな変化の 1 つですが、最初の 3 つは中国では 1990 年代後半ぐらいになるまで特許を取ることができませんでした。1995 年の WTO の条約によって、こういうものは特許を取らなければならなくなりました。それまでは特に加工の特許を取ることに力を入れていました。製造するための加工工程などの特許権を保護していました。ここで化学薬品に携わっている方々は、化合物に対する特許を取るのはとても難しいということをよく知っておられると思います。使用法なども対象となります。化合物の工業用使用に対する特許権の保護ですが、今日は 1 つのケースとしてバイアグラに関してお話をしたいと思います。もう 1 つ、最後にお話したいのは化合物の組合せですが、化合物がほかの化合物との組合せに対する特許権を保護するというのも必要です。ここまでは製薬関連の特許の種類に関する概要をお話しましたが、これからはタイムライン（納期）所要時間の問題について話したいと思います。

ここでは特許の期限について線で表しているのですが、開発されるときから特許の期限が切れるときまでのタイムラインを示しています。ほかの事業と違って、例えば、電気製品とか、ソフトウェアなどの特許と違って製薬の場合は、特許が切れるころに特許権を保護することがとても大切になります。

なぜかという、……………

(テープ交換)

……………ですから、実際に商品が市場に回るころには、特許の期限のうちのかかなりの時間が

過ぎていることとなります。そのために、医薬品に関しては特許の満期時期を延長することを許している国々もあります。

まとめになりますが、製薬関連分野においては開発にかなりの時間がかかります。特に重要な時間、時期というのは、特許の期限が切れるころ、切れる前の最後のほうの時期がかなり重要な時期となります。ほかの産業と違って時間とともに特許権によって保護されている項目の価値が増大して、普通ほかの産業ですと、特許権の最初の時期のほうが価値が高いのですが、医薬品に関しては最後のほうが価値が増大します。とても難しい問題は 20 年後の先を見通す必要があります。リスクが特に関係してくるのは、ある特定の市場によると、特許権取得に関する基準が変化したり、その基準がよくわからないという未知の脅威があります。

ここで、中国の知的財産権に関する法律上の関係はどういうものなのでしょうかとこの質問がありますが、基準はあることはありますが、いまもまだ発展している途中です。また、特に訴訟問題に関しては、結果を予測し切れないという問題もあります。もちろんこれは中国だけの問題ではありません。特にこの結果に関して独断的で任意の場合がありますので、論理的に結果を予測することが難しいという問題があります。

ここで皆さんにとって大きな課題となるのは、将来はどうなっていくのかということです。今日いくつかお話するケースの中から何か学んでいただけたらうれしく思います。今日の主要な点として覚えて帰っていただければと思うのは、事前の準備が必要であるということですが、中国は特に予測不可能なところがありますし、いろいろ変化しやすいという状況にもありますので、そういうところでできるだけ準備をするのが鍵だと思います。ここで国際的なビジネスにとって問題となるのは、基準がすべて同じではないということ、また自国の基準と他国の基準はかなり違っていたりすることが大きな問題となっています。

それぞれの国にはいろいろな基準があるわけですが、今日は特に中国についての状況をお話したいと思います。権利の侵害が起きたときの証明責任に関して少しお話したいと思います。特許権に携わっている方はよく知っておられると思いますが、特許権というのは新規性があり、非自明であること、また、記載要件の基準を満たすことが必要になります。そしてまた、その他のさまざまな法的手続が関係してきます。今日は特に 2 つの判例から明細書について、そしてそれを満たす記載要件の充分性についてお話したいと思います。

ここでは特に公開すべき情報、どんなものが特許権の明細書の中に含まれていなければいけないかということが関係してきます。先ほども述べましたが、10 年後、20 年後にどういう状況になっているかを予測するのが難しいという問題があります。ですから、

いま特許出願に含まれている明細に書かれていること、また書くのを忘れてしまったことが将来に大きな影響を与えることがあります。ですから、基準が変わりやすい状況の中で、将来どうなるのかがわからないという状況は、特許権に関する問題にとって、とても大きな問題となっています。

最初にご紹介したいケースは、リピトールに関してで、アトルバスタチン Ca に関しての特許についてお話したいと思います。これは安定した薬品というものに対して特許を取った件です。この物質を薬の中に入れますと、茶色にならないという、とても安定した物質です。この物質についてのテストをまず会社内で、そして会社以外の第三者の研究所でもテストをしてもらいました。この検査の結果を中国の法廷に特許権侵害の証明の証拠として持っていったわけですが、中国の法廷によると、中国以外の研究所からの証拠は受け入れられないということで拒絶されました。ここで問題となったのは、中国国内にこの物質をテストする設備を持っている研究所を見つけることがとても難しいので、私たちにとってはとても大きな問題になりました。この裁判はとても長引いてしまいました。ここでの教訓は、中国の法廷がどのようなものを証拠として認めるかということ、最初から予測していなければならないということ、学ぶことができたことです。

次に明細書と記載要件の十分性についてお話したいと思います。中国特許法第 26 条第 3 項によりますと「明細書は発明又は実用新案を同業者が実施することができるよう、十分に明確で情報が完全なものでなければならない」と述べています。この下にいくつかの質問を投げかけていますが、この基準はほとんどの国で用いられています。

この問題についてバイアグラの例を使ってお話したいと思います。これは中国で 1994 年に特許の出願をし、2001 年に認可をいただいています。この認可が下りた時点で 13 の別個の会社によって、特許に関しての問題として提起されました。3 年後に中国の特許再審査委員会により答が出てきました。この結果は 3 年後の 2004 年にこの委員会によって無効とされました。なぜならば先ほどの法律にありましたが、同業者が付加的な発明に頼らないで該当請求内容の発明が、その開示に基づいて実施され得ることを納得させられなければならないという点で無効であるとみなされました。ここで「納得させられるべきである」という言葉について、特に強調させていただきたいと思います。この点は、前頁にあった第 26 条の中で「納得させられるべきである」とは書かれていないからです。

法廷が用いた論理について説明すると、もう少しわかっていただけでもかもしれません。この化合物、特に問題となっている化合物は 5 つのレベルで公表されました。一般的な化合物の製法から始まり、もっと詳しい順番で化合物の製法について公表されました。英語ではこのように説明されていますが、レベル 4 とレベル 5 について中国語の翻訳にミスがあって、問題をさらに複雑化するものとなりました。最後の部分、特に化合物が

どんな影響を人間の体に与えるかを詳しく説明しています。中国の特許再審査委員会の意見ですが、特に問題となっているのは4番目の化合物であり、5番目の化合物のデータではないとみなされました。4番目の化合物は100以上の化合物から成り立っています。結論の中では、一般の同業者が主張している100以上の化合物から、治療の対象となる勃起不全に対して有効であると納得させられないという結論でした。そのためには、さらに付加的な発明作業が必要となるというのが結論でした。

ファイザー社からの意見ですが、ファイザー社の立場としては文脈から見ますと、問題となっている化合物は5番目の化合物に属するということが明らかです。実際に法律で述べられているのは、一般の同業者が発明の効果が実際に主張されているとおりでないと納得させられるのではなくて、さらに付加的な発明又は創造力を必要とする作業なしで発明を実現することができるということを要求しています。ファイザー社から見ますと、この特許権を取るための化合物というのは、実際に発明を実行するためには、十分に必要な情報が載せられていますし、誰が見ても、その化合物に効果があることが明らかであるとみなしています。

ファイザー社はこの件に関して上訴しました。中等裁判所は委員会が誤って法律を適用し、4番目と5番目を勘違いで誤って判断したということを見つけました。そして、記載要件の充分性を満たすものが十分あったということも認めました。そして、審査委員会が法律を誤って適用したことも認められました。上訴を扱った法廷は解釈を誤解していたことは認めました。再審査委員会の解釈を支持しているとも言いました。充分性という面でチャレンジを受けましたが、このことによって保護をすることはできましたが、言語の違いという点でいろいろな誤解が生じたという問題がありました。2007年に北京の高等裁判所がこの判決を支持しました。ここで質問が出てくるわけですが、記載要件の充分性というのは何が求められるのか。さらに詳しい情報または明細、あとそういうものが載っていないなければならないのかどうかということが問題となっています。

このケースを見てもわかりますように、法律が曖昧であるということから大きな問題が10年後に出る可能性があります。記載要件の充分性から少し離れて、公開しなければならないという問題について話したいと思います。

バイアグラは中国では「偉哥（ウェイガー）」という漢字が使われています。2カ月前に別の中国の会社が、この商標「偉哥」を別の商品のために登録を申請しました。このために訴訟が何年も続き、いまもまだ続いています。この訴訟はもっと早くにバイアグラの商標として「偉哥」を申請していれば避けることができました。そのために現在、ファイザー社は中国では「万艾可（ワンイーガー）」という別の商標を使わなければならないことになりました。このリスクを避けるためにも、できるだけ早く中国語の

漢字の商標を申請することをお勧めします。ここで強調したいのは、できるだけ早く公表して、できるだけ早く商標を登録することをお勧めしたいと思います。

また、記載要件十分性の問題に戻りたいと思います。先ほど権利の侵害の件でお話した同じ物質のリピトールに関わるお話です。この件も 2008 年に特許再審査委員会によりチャレンジを受けました。興味深いことに特許を無効とした理由の 1 つとして、化合物が酸水和物であることを証明しなかったということが挙げられました。ただし、この特許権に含まれている製造方法に従って製造した場合、この酸水和物の化合物は生産することができます。この化合物だけが主張されている効用を示します。ですから、ここでも先ほどの納得させる基準が問題になってきています。ここでも説明されているわけですが、いろいろな方法で十分に描写されていなければならないということが要求されることとなります。これも現在、上訴中ですので、これからどうなるか待っているところです。

もう 1 つの公開問題ですが、最近、法律が変わりましたので、それによってまた公開問題に影響を与えるものとなっています。これは特に遺伝子資源に関する法律ですが、これも生物多様性の条約に基づいて変えられた基準です。日本の名古屋で 2010 年にこれに関する会議が開かれることになっています。

ここでとても複雑、またはわかりにくい問題は、遺伝子資源とは何であることを定義されていないということにあります。新しい中国の特許法を見ていただくと分かりますが、不明確であるということです。ここでは規定、または法律に反する方法で取得、または利用された遺伝子資源を使用、または使用した発明、創作に対しても特許権は許可されないというものです。26 条では、遺伝子資源の源である起源を申請時に記載しなければならないということが求められています。ここで問題になるのは、遺伝子資源と言われているものが何を指しているのかです。これは化学化合物を取得する基となる植物にも当てはまるのでしょうか。例えば、インドネシアなどで見つけられたウイルス、または遺伝子のコードなどの遺伝子情報などにも当てはまるのでしょうか。また病気の診断、病気の治療に使われるミューテイトした菌などにも当てはまるのでしょうか。見てもらえば分かると思いますが、製薬関連分野の事業がとても苦労しているということが分かっていただけだと思います。遺伝子資源の定義によって、もしかすると特許権を得られないことがあるからです。……（テープ中断）……規制に関する会議に従うために、いろいろな法律がまだまだ定義されていないところがあります。ここで問題となってくるのは、遺伝子資源をどこから手に入れたかです。正当な商業ルートから手に入れたかということが問題になってきます。どこから遺伝子資源を手に入れたかが分からない場合にとっても問題になってきます。特に食品関連の分野、果物などがどこから来たのかを定

めることが必要になってきます。ですから、起源がどこであるか分からない場合、10年後、20年後に特許権が無効になるというリスクがあります。このことは特許を出願する者にとって、将来が見えないという点が問題になってきます。こういう点で、知的財産権に関するアドバイスをビジネスにするとき、とても問題になってきます。

少し話題は変わりますが、中国で知的財産を保護する部門を作ることにしてお話したいと思います。中国は、特に製薬分野では研究開発をするのにとても適した場所です。たくさんの有能な人材がおりますし、またとても高い訓練を受けた薬剤師や生物工学者もたくさんいます。不利な点としては、将来において法律の解釈の不明性があります。また一般の人々の知的財産に関する知識、理解がとても低いということもあります。ファイザー社自体は、最近、新しい研究開発所を上海に設立して研究活動を中国で始めました。中国で研究をするにはいくつかの方法があります。

アプローチの A として 1 つの方法は、中国で、親会社の監督の下で開発研究の助けだけをしてもらうということです。ここでは、中国の科学者たちに実際に発明活動に関わっていただかないということです。研究活動を行っていただくという点では、科学者たちがどうしても発明活動に関わらなくてはならないというのが実際のところですが、企業秘密の問題についても避けることはできない問題です。もう 1 つのアプローチとしては、大学、またはベンチャー会社、その他の研究開発会社と共同研究を行うことができます。または独立した研究者への支援という形で研究活動を行うこともできます。この点では発明活動を中国で行うことが前提になっています。

中国で発明活動を行うときに覚えておかなければいけないことは、中国で発明されたものの特許権の出願をどのように行うかが問題になってきます。企業秘密、国家安全保障問題などにも関わってきます。海外で出願するライセンスについてのことが関わってきます。ここでは国家安全保障問題が関わってきますが、新しい特許権を海外で出願するためには委員会の許可を得る必要が出てきます。グローバルで活躍している企業の皆様が特許の出願を自国で行いたい場合、外国の出願ライセンスが必要になります。

このライセンスを取得するために、どれほどの詳細を中国で出すことが必要になるかが問題になってきます。ここで問題になってくるのは、このライセンスを申請するためには中国語で行わなければなりません。そのときに親会社である本社がそれをチェックしたい場合に問題となってきます。そのためのオプションとして、最初に中国で PCT 出願を行うことによって海外の出願問題の解決策となることができます。1 つの方法として、最初の PCT 出願で中国だけを指名して、2 番目の PCT 出願はほかの国々を対象とするという方法をとることもできます。ここでも中国の国家安全保障問題に関わりが出てこないように気を付けなければなりません。外国出願ライセンスを取らなくても済むためには、

中国での特許権出願を断念しなければなりません。

もう 1 つの問題は、中国の大学、学会などと共同研究をした場合、こういう施設はすべて国有のものであるということが問題になってきます。ですから、国有資産の転送というものは、かなり政府からの認可が必要ですので……………

(テープ交換)

……報酬システムについて、よくご存じだと思います。新しい法律下では発明者が社員であった場合、特許を取得した時点、また発明が商品化された後に報酬を与えなければならないという規定が新しく設けられました。ただし、これが発明者が外部者、アウトソーシングで雇われた者であった場合には、この法律の適用は違ったものとなってきます。

これは 1 つのケースです。ウォン・タイ・ガーディアン・ガウシン・バイオファーマという会社との間の経緯ですが、ここで法廷は原告が被告との間に雇用関係がなかったために、報酬を支払う責任がないと判決しました。これはとても大きな問題となってきます。

なぜならば中国で定められているデフォルトの報酬の金額は、税金を引いた売上高の 2 %ですので、特に製薬会社など、何十億もの収入が関わってくる場合、かなり大きなものとなってきます。ですから、報酬に関する訴訟問題を避けるためにも、最初に準備をしていくことが必要です。ここで委託した会社には報酬を支払う責任があります。ですから、報酬を支払うポリシーを持っているかどうかを考えなければなりません。発明者と特許権を出願した時点で、賠償訴訟を起こさないということに対する同意書などを作ることが賢明だと思われれます。

ほかにも中国では、技術功績に対しても報酬を与えなければならないという法律があります。技術功績は何であるかというのは曖昧ですが、例えば技術情報とか、発明品以外のものにもかなり大きく適用されています。ここでも正式に同意書、契約書を作ることがとても大切になります。こういう点で将来の転送問題や賠償問題を避けることができます。いろいろ特許権を得られない、特許権に関わらない発明や、営業秘密、技術情報などを多くの会社は中国で行っていますから、営業秘密問題はとても大きな問題となってきています。

協力の仕事関係を皆さんもいろいろな会社と持っておられると思いますが、これがときどきうまくいかないこともあります。また社員が仕事を辞めて別の会社に就職した場合に、業務上の情報を一緒に持っていないかどうかにも考えなければなりません。ですから、営業秘密、企業秘密を持っておられるのなら、そういうものを保護するための保護策を実行する必要があります。すべてもう一度読んだりはしないのですが、このリス

トの中にあるようなことを行うことによって、あとで責任を問われたり、また損害を受けることを避けることができます。

中国にも営業秘密の保護に対する法律があります。中国の不正競争防止法によりますと、1 万元～20 万元の罰金と履行命令が定められています。それは普通営業機密の中には何百万、または何千万、何億ドルのように、大きなものが関わっているということを考えますと、この罰金はあまり大きなものではありません。

セレネックスとホアン氏の判例についてこれからお話したいと思います。これを見ていただきますと、被害というものはとても大きいものであるということを理解していただけたと思います。アメリカとか、ヨーロッパではいろいろな救済策が設けられています。履行命令とか、特許出願の所有権を転送すること、発明者の権利を再確立することなどです。また盗まれた情報を取り除くなどの救済策が設けられています。ただし、中国だけではなくて、どこでも同じ状況ですが、営業秘密を守らないなら、一度失ったものを取り戻すことはとても難しい状況になっています。

セレネックスとホアン氏の判例についてお話したいと思います。バックグラウンドを話しますと、ファイザー社は 2008 年にノースカロライナ州の小規模な会社を買収しました。セレネックスの主な資産はフェーズ I の臨床試験候補の化合物でした。デューデリジェンス期間中に特許権に関する調査を行いました。調査をしているときに、興味深いことに、ある PCT の申請を見つけました。この PCT の中には、セレネックスの化合物の化学物質とか組合せなどが含まれていました。セレネックスの出願の時期よりも少しあとで出願されているのですが、時期的にかなり近いこと、セレネックスの資産に対して、非常に大きな危険をもたらすことになりました。調査を行ったわけですが、PCT の出願を行っている中国の会社は、実際に創薬の研究開発を行っていませんでした。

さらにもっと興味深いことにホアン氏は、セレネックスの契約科学者だったのですが、この中国会社の米国代表としてインターネット上に載せられていました。この中国の会社が行っていた出願の中には、彼が実際に個人的に携わっていた化合物も含まれていました。会社のコンピューターの検索からは証拠は何も見つかりませんでした。ただし、彼の家庭にあるホームコンピューターを検索してみますと、中国の会社の PCT 出願のドラフト、中国の会社の出願に関する e-mail などが見つかりました。

セレネックスの件で中国の会社とホアン氏に対して、ノースカロライナ州の法廷で訴訟を申請し、企業秘密の横領や雇用、秘密の開示、履行命令と賠償を求めました。実際に被告人ホアン氏は、自分の資産を妻の名義に変えてアメリカから逃避しました。もう 1 人の被告である中国の会社は、中国の国家機構を通してこの訴訟に関して申し立てられました。ただし、どちらの被告も裁判に出頭しませんでした。セレネックスは被告に対

して、履行命令と損害賠償を取得することができました。

ここで賠償金額として 5,700 万ドルが与えられたわけですが、実際に製薬品に関する収入の大きさを考えますと、これは非常に小さいものです。これに基づいて、この賠償金額を履行するようにしたわけですが、実際に中国の会社は資産がないために払うことができませんでしたし、また国際出願も諦めることになりました。

もし中国でまた同じようなケースが発生したらどうなるかですが、中国には不正競争防止法があります。偽造に対しては違法収入に対する賠償が求められるわけですが、これはセレネックスの件では適用されませんでした。もしも中国で訴訟問題を起こしたとしても所有権の転送、先行資本の確立、公表を従来事実で取り除くことが中国で可能かどうかは明確ではありません。

ここでいくつかの教訓を学ぶことができると思います。1つはセレネックスは営業秘密を守るために基本的な予防策をとっていました。情報へのアクセスを制限したりもしていました。建物への侵入も制限していました。また、研究ノートを現場から持ち出すことも禁止していました。また複写機も公共の場所に設けられていたので、誰かが隠れてコピーをとることができないようにしてありました。またホアン氏は長年アメリカで生活している米国の市民の 1 人でした。彼はノースカロライナで教育を受けており、また家を所有していたり、妻と子どもとともにアメリカに住んでいて、息子のサッカーチームのコーチなどもしていました。会社側も彼に関して明らかな問題の兆しは 1 つもないと思っていました。

ここでの教訓としては、このような問題はどこでも起き得るということなので、会社としてはできるだけ予防策をとることがとても大切だということです。ただし、今回のこのケースのように、職員がそういう情報を横領することを避け切ることにはできないかもしれませんが、会社に対する最も重要な資産に対しての大きな影響を考えると、できるだけのことをするのは賢明なことと言えます。

結論として、今日はあまり喜ばしい話ではなく、内容的に状況がとても不明確であること、また問題リスクが多いこと、そしてリスクの大きさを考えると、とても怖いものがあります。最初に述べたように、準備を十分に行い、そして最善の予防策をとることがいかに大切か分かっていただけたらうれしく思います。ありがとうございました。

(パワーポイント終了)

<質疑応答>

○司会 ありがとうございました。時間がまだありますので質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問等のある方はお願いします。

○鐘分（日産中国） ご講演ありがとうございました。2点質問させていただきます。配られている資料の6頁の下のほうのスライドに関する内容で教えていただきたいと思えます。

このケースでは、翻訳ミスがあったという説明だったかと思いますが、もし翻訳ミスがなかった場合であったとしても、やはりこれはサポート要件違反、記載要件が十分でないという理由で無効となったと判断されているのでしょうか。これが1点目の質問です。

○Mr. Waldron 実際に翻訳ミスによって、ミスとされたわけではないのですが、「特に望ましい」「特別望ましい」の違いが中国語でははっきりしていなかったことが問題だったようで、実際にこれがなかったら、この問題はなかったかどうか分かりません。

○鐘分 2点目の質問は、御社でも翻訳の間違いを避けるために確認をいろいろされていると思います。もし差し支えなければ翻訳ミスを防ぐために、どのような対策をとっておられるか教えていただけますでしょうか。

○Mr. Waldron とても難しい問題です。皆さんも同じようにされていると思いますが、実際に特許権を出願するときに、もちろん自社の中でも翻訳を行うわけですが、特にその国での法律事務所を使って、内容が正確であるかどうかを確かめてもらいます。実際に翻訳ミスというのは避け切るのなかなか難しいと思います。

問題となってくるのは、いろいろな言語が関係します。会社の中に中国なら中国語と自国の言語の両方ができる方がいらっしゃる方がいいのですが、中国語だけに限らず、ロシア語、タイ語などのように特殊な言語も扱わなければならないので、すべての言語に対して翻訳ミスをなくするのはかなり難しい、大きな課題となっています。

○司会 ほかにご質問はございますか。

○丸山（リコー中国） ご講演どうもありがとうございました。同じ場所箇所でも恐縮ですが、このような中国における開示不足の問題を解決するには、米国、日本、欧州よりも中国のほうが技術レベルが低いという前提に立つと、中国の出願明細書は詳しく書かなければいけないという対策になるかと思えます。そこでファイザー社はこの事件を例として、例えばアメリカで発明をした場合に、アメリカの技術レベルで明細書を書くのではなく、中国レベルを考えて明細書を書く等の対策をされる、または中国出願だけ詳しく書くみたいなくというような対策をされているのでしょうか。

○Mr. Waldron 1つの出願に対してかなり多くの国が関係してきますので、一般にはすべて同じものを出願しますが、行政が関係してきますといろいろな問題が出てきます。

明細というのは、長ければ長いほどいいというわけでもないということです。長ければ長いほどコストもかかりますし、長くなりますのでバランスが必要です。十分な情報を書かなければなりません、できるだけ簡潔にすることも必要になってきます。

ここで問題となってくるのは、どれだけの情報を公開すべきか。特許を取れるだけの十分な情報が必要ですので、できるだけ詳しく書くほうが安全であるとは言えます。

○谷口（弁護士） 今日貴重な講演をありがとうございました。2点あります。まず第1点は11頁で、上海に新しく研究開発機関を設けられたということですが、アプローチAという共同研究に関する発明者と発明品についてのスライドで、プロジェクトは親会社の研究所によってコントロールされているということだと、中国で研究開発されたデータは、すべてアメリカの親会社の研究所でコントロールというか、例えば特許の要件、パテントビリティをそこで判断することになって、その研究データをすべてアメリカへ集中させて持って帰るということになります。中国で得られた技術を外国へ持っていくときには技術輸出入管理条例という行政法規があって、輸出について制限技術等の分類がありますが、中国政府というか、管轄機関の許可等が必要であるということになっておりまして、その辺の制限はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○Mr. Waldron ここでも解釈の問題になってくると思います。何を発明品と見るかによって転送したりするときの問題に関わってくると思います。これがまずアプローチへの1つの大きな問題ですが、何を研究とみなすか、何を作業とみなすか、どの段階を発明とみなすかによって、これも解釈によるので、とても興味深い問題となっています。

○谷口 もう1点は職務発明の発明者への報酬のところですが、中国の研究所の研究者に対する報奨とか報酬を規定していると思いますが、差し支えなければその内容を教えてくださいと思います。

それと先ほど税引後利益の2%という話がありましたが、中国への特許法実施細則が昨年12月に公布されて、この2月1日から施行になっています。それには一応2%という従来の規定が、企業と研究者との契約で定めることができるということになりましたので、その2%のハードルは今回なくなったのではないかと考えているのですが。

○Mr. Waldron まだ中国で開発の事業は始めたばかりですので、まだこの問題には直面していませんので、いまはまだどのぐらい払うかというのを考慮している途中であるということが1つの答です。

先ほど述べられた12月にできた新しい条令ですが、私も知っていました。これは契約がなければ2%というのは自動的に決まっており、発明者との間に契約があれば、この報酬に関するだけではなく、さまざまな労働に対する法律の問題を避ける点で役

に立ちますので、契約を作るのはとても大切だと思います。ここにいらっしゃるタカハシさんは、その点についての専門家ですので、あとで詳しいことは是非聞いていただければと思います。

○司会 もう少し時間をとりたいと思います。質問されたい方が大勢いらっしゃいますので、お一人様ひとつに絞っていただいて、ご質問いただければと思います。

○竹本（サントリーホールディングズ） 本日はいろいろな論点でご説明いただいて、どうもありがとうございました。18 頁のジェネティックリソースについて 1 点ご質問したいと思います。最近、生物多様性条約の関係でジェネティックリソースについては大きな問題になっています。ファイザー社などは世界のトップの医薬品メーカーなので、よくご存じだと思いますが、今日のご講演でどこまでがジェネティックリソースの定義なのかというのは非常に難しいというご指摘があったと思います。私も非常にここは難しく、私どもの会社も天然物を扱っていることから、いろいろ悩みが深いところです。いまのところ、これはどういう方向で対応していくのがいいと思っておられるのか、アドバイスをいただければと思い発言させていただきました。

○Mr. Waldron これはどちらかというところ、特許とか、知的財産権の問題よりももっと大きな問題となってくると思います。そういう点でまだまだ定義という面で、これからもっともっと明確になっていく必要があります。できるだけ契約書に詳しいことを書くということで問題を避けることしか、いまのところは提案がありません。私たちもこの法律に関する定義が定まらないので言えないのです。できる限り詳しく書くということが求められるのではないかと思います。

1 つの大きな問題は、この条約の中ではできるだけ遺伝子資源をいろいろな方法で利用することによって、ほかの人々に益を得てもらうというのが 1 つの目的だそうです。制限がありますので、その制限に対するリスクを避けるために、天然物の使用に対しても制限が設けられることになると思います。

○司会 挙手をお願いします。……

(テープ交換)

○Mr. Waldron ……ましたが、基本的には同じチーム、同じ弁護士を使っていました。

○___ 特許訴訟をするに当たって、欧米の企業が中国の事務所を使うときに、特に選択上、注意していることはありますか。

○Mr. Waldron これは 2 つの点です。1 つは扱っている特許に関わる分野に詳しい専門家であることが大事なことです。それだけではなく、実際に法廷で問題を扱うことができる法律の点でも長けている人材、長けている事務所を使うことはとても大切なことだと思います。

これはちょっと言いにくい問題ですが、1 つはここで法律事務所を選ぶ際に、特定の法廷、特定の政府の人物などとのコネがあることを売りにする法律事務所があります。アメリカなどではそういうことはとても厳しく規制されていますので、あまり問題はないのですが、そういう点で気をつけなければいけないと思います。

○司会 それでは、最後の 1 つにしたいと思います。ご質問はありますか。よろしければこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

< 帰任者ご挨拶 >

○司会 それでは、これで会合を終わりにしますが、今回の会合が最後ということでご帰任される方がいらっしゃいますので、ご挨拶をいただきたいと思います。まず、長年北京 IPG のグループ長をお務めいただいております、ソニーの内山様が今回最後ということになります。ご挨拶いただきたいと思います。

○内山 ご紹介に与りました北京 IPG のグループ長を担当しております、ソニーチャイナの内山です。早いもので今度の 3 月で丸 3 年を迎えます。実は次回 3 月の IPG はギリギリ帰任直前ということで、残念ながら来ることができないため、ちょっと早いのですが、今日を最後とさせていただきたいと思います。

私はパテントエンジニアとして、ずっと 20 数年特許業務に携わってきたのですが、中国に来て初めて商標や模倣対策関係のことを担当するようになりまして、同じ知的財産なのに、こうも取り扱う世界が違うものかと非常に勉強になりました。そんな若輩者だったのですが、北京 IPG のグループ長を拜命させていただきまして、本当に身の引き締まる思いでしたが、全うさせていただいたのも皆様のお蔭かと感じております。

戻る所は東京品川の知的財産センターパテント部で、また発明特許に関わる業務を主に担当していくことになると思います。特許を担当するにしても、アジア、特に中国についての問題は、今後もどんどん出てくると思います。IPG に参加する機会に皆様とお知り合いになれたのも、これが私の財産だと思っていますので、この IPG の活動の情報を私も拠り所にして、情報を集めながら必要によってはこちらからも何か情報を提供できればと感じております。

本当に至らない所が多々ございましたけれども、これをもちまして私の IPG グループ長の最後ということで、ご挨拶させていただきたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○司会 それでは、もう一方、冒頭にもご報告いたしましたとおり、上海 IPG の幹事を務めていただいております旭化成の今村様が、本日で最後ということでご挨拶いただきたいと思ひます。

○今村 旭化成の今村でございます。2年ほど運営幹事を務めさせていただきましたが、来週帰国することになりました。「浜の真砂は尽くるとも」という話もありますが、ますます巧妙化や複雑化が進んで、ご心配の種はずっと増え続けるのだと思います。官民・地域を超えて皆様の連携を深められて、少しでも成果が得られますように期待をしております。どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第44回の上海IPG全体会合を終わりにしたいと思います。それでは、本日は若干時間が延びましたが、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。